

「Drive電話通訳サービス」サービス利用規約

■第1条(本規約の目的)

株式会社どこよりも(以下「当社」といいます)は、本利用規約に基づき、Drive電話通訳サービス(以下「本サービス」)を提供します。

■第2条(定義事項)

本利用規約における用語を、次の各号のとおり定義する。

- (1「申込者」とは、本サービスの利用に係る申込みを行なう法人のことをいう。
- (2「本サービス料金」とは、申込者が本サービスを利用するため支払う料金の事をいう。
- (3「料金表」とは、当社がWebサイトで定める、本サービスの料金一覧のことをいう。
- (4「本契約」とは、サービスの利用に係る全ての契約のことをいう。
- (5「契約者」とは、当社と本契約を締結した申込のことをいう。
- (6「利用者」とは、本サービスを介して契約者と会話する相手のことをいう。
- (7「通訳オペレータ」とは、本サービスを通じて通訳を行うオペレータの事をいう。

■第3条(本サービスの申込み)

本サービスを利用しようとするときは、本利用規約に同意の上、別途、当社が定める方法により申込むものとする。申込者に対して、当社より契約番号の発番など、受託の意思表示がなされてはじめて利用に係る契約が成立したものとみなす。当社基準を満たさない場合、または申込情報に虚偽の記載があった場合は、申込みを断る場合があることを申込者は予め承諾する。

■第4条(本サービス利用番号)

どこよりもサービスの契約番号通知と共に、本サービスのご連絡先電話番号を通知するものとする。

■第5条(本サービスの内容)

- 1.本サービスの通訳対象は、一般的に日常会話として行われる程度に限られるものとし、日常会話とは、飲食関連やレジャー、エンタテイメント、宿泊交通機等で日常的に生じるであろう会話をさす。医療通訳などの高度専門知識が必要に關しては、当社の基準に基づき対応を断る場合があることを予め承諾する。
- 2.本サービスの対応言語は、以下、各号通りとする。
 - (1)英語↔日本 (2)中国語↔日本 (3)韓国語↔日本 (4)ポルトガル語↔日本 (5)スペイン語↔日本
- 3.本サービスの利用が可能な時間帯は、別途、当社が定める通りとする。
- 4.本サービスを利用した際の通話時間の算出方法は、以下の各号通りとする。
 - (1)通話時間は当社にて計測するものとし、通訳オペレータに入電があった時間から通話が切断した時間までを通話時間とする。
 - (2)通話時間は通訳オペレータへの入電ごとに計測し、1分単位とする。なお、1分に満たない秒数は1分に切上げる。
 - (3)月額基本料金に含まれる累計通話時間の上限を超えた場合の超過料金については、料金表に従うものとする。

■第6条(本サービス料金および支払い)

- 1.本サービスの料金は料金表に従い、支払期日は、どこよりもサービス会員規約に従うものとする。
- 2.契約者は当社指定の支払方法に従い本サービス料金を支払うものとする。
- 3.契約者が、本サービス料金の支払いを怠った場合、本サービスの利用を一時的に制限または、本契約を解除することができます。
- 4.契約者は、月の途中で利用停止、もしくは契約解除となった場合、その月分の月額基本料金を支払わなければならない。

■第7条(本サービスを利用できない場合)

- 1.通訳の対象が次各号いずれかに該当する場合、及び、通訳提供中に次の各号いずれかが含まる内容があつた場合、通訳の途中でも通訳を中断し、以降の対応を断るものとする。
 - (1)当社及び本サービス、利用者もしくは他者を差別誹謗中傷、又はその名誉もしく信用を棄損する行為
 - (2)詐欺等の犯罪に結びつく、又は恐れがある行為
 - (3)わいせつ又はわいせつを想起させる行為
 - (4)ストーカ行為等の規制に関する法律違反
 - (5)利用者のプライバシーに踏み込んだ内容
 - (6)他者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (7)誹謗中傷、非難攻撃を意味するもの含む内容
 - (8)選挙の事前運動、又はこれらに類似する行為及び公職法抵触選挙の事前運動、又はこれらに類似する行為及び公職法抵触
 - (9)当社もしくは他者の著作権、商標等知的財産を侵害する行為、又は侵害する恐れのある行為
 - (10)当社もしくは他者の財産、プライバシー肖像権を侵害する行為、又は侵害する恐れのある行為
 - (11)本サービスを悪用して利用者または第三者に迷惑をかける行為
 - (12)上記各号の他法令もしくは公序良俗に違反(売春、暴力残虐麻薬取締等 売春、暴力残虐麻薬取締等 売春、暴力残虐麻薬取締等)し、又は他者に不利益を与える行為
 - (13)その他社会的状況を勘案上、当社が不適と認める行為
 - (14)その他、当社が本サービスを提供できないと判断した場合
- 2.通訳の対象が、次各号いずれかに該当する場合、本サービスでは正確に対応できない場合がある。
 - (1)利用者の発言を聞き取れなかった場合
 - (2)独特の固有名詞およびキャッチフレーズ等を含む場合
- 3.前2項の判断は、当社が行うものとし、本サービスが利用できなかった場合であっても、契約者は当社に対し、異議申立て苦情請求等を行わないものとする。
- 4.当社は、本サービスの完全な提供ができるように努めるが、同時間帯に本サービスの利用が集中すると、通訳オペレータにつながりにくい状況が発生する可能性があることを予め承諾ものとし、利用者もこれを了承するものとする。

■第8条(損害賠償責任の範囲)

- 1.本サービスを通じて提供される情報・結果等については、当社はその内容等についていかなる保証も行わず、またそれに起因する損害ついてもいかなる責任を負わないものとし、契約者及び利用者は自己の責任において情報・結果等の採否を決定するものとする。当社は、契約者及び利用者が本サービスにより損害を被った場合でも、損害賠償責任その他いかなる責任を負わないものとする。
- 2.当社は契約者又利用者が本サービスを利用することにより、契約者と利用間または他者との間に生じた紛争等に関して、一切の責任を負わないものとします。
- 3.当社の業務不履行責任は、故意または過失によらない場合、免責されるものとする。また、当社が損害を賠償する場合は、通常生じうる範囲内でかつ各契約者本サービス料金上限として損害賠償責任を負うものとする。その他内容に関しては、協議上、定めるものとする。
- 4.当社は、本サービスの完全な提供に努めるが、その完全性、有用性、信頼性、安全性等についていかなる責任を負わないものとする。
- 5.当社は、セキュリティに重大な関心をもって必要な対策を立てているが本サービスにおける完全な安全性を保証するものではない。
- 6.通信機器の故障や不具合、または電話事業者側の技術的問題によりあるいは電波受信状況など発信者の責めに帰すべきではない理由によって通話が切断された場合あるいは通話することが不可能な発信状況となった場合には、当社に対していかなる損害賠償請求もできないものとする。

■第9条(利用規約の改訂)

- 1.当社は、当社が必要と判断した場合、隨時本利用規約を改定できるものとする。
- 2.当社は、本利用規約を改定する場合サービスに関するウェブサイト等を通じて隨時契約者に告知するものとする。
- 3.本利用規約の改定を告知した日から効力発生まで当社が定める期間内に契約者より申出が無い場合、当該当契約者は本利用規約の改定に同意したものとみなされ、当社と契約者の間で改定後の規約の効力が発生するものとし、効力発生の時点以降改定後の本利用規約についての不知または不許諾を申し立てるとはできないものとする。

■第10条(協議事項)

本利用規約に定めない事項およびの解釈について疑義が生じた場合、契約者および当社は信義 誠実の原則に従って協議し、円満解決を図るものとする。

■第11条(第三者委託)

当社は業務の遂行上、通訳業務を第三者へ業務委託が出来るものとする。

■第12条(合意管轄 合意管轄)

本契約、本規約における準拠法は日本国憲法とし、契約者と当社の間で、万が一訴訟の必要が生じた場合には、訴額に応じて東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄とする。

附則

制定:2015年12月1日

改定:2024年6月1日

2016.02.22